

島根大学安全保障輸出管理規則

(平成25年島大規則第39号)

(平成25年3月14日制定)

[平成31年3月22日最終改正]

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、島根大学（以下「本学」という。）における安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）の基本方針を定め、適切な輸出管理体制を構築・整備することにより、輸出管理の確実な実施を図り、もって国際的な平和及び安全の維持に貢献することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規則は、本学の職員等及び学生等が、本学の業務に関連して行う次条第1項第6号及び第7号に規定するすべての技術の提供及び貨物の輸出に適用する。

(定義)

第3条 この規則における用語の定義は、次のとおりとする。

- 一 関係法令 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）並びに同法に基づく輸出管理に関する政令、省令及び通達等をいう。
- 二 居住者 外為法第6条第1項第5号に規定する居住者をいう。
- 三 非居住者 外為法第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。
- 四 技術 貨物を設計、製造又は使用するために必要な特定の情報をいう。
- 五 貨物 外為法第6条第1項第15号に規定する貨物をいう。
- 六 技術の提供 次に掲げる行為をいう。この場合において提供には、技術情報が記載され又は記録された図書、図面又は記録媒体の輸出又は外国に向けての情報の送信を含むものとする。
 - イ 技術を外国において提供又は外国に向けて提供することをいう。
 - ロ 技術を非居住者に提供することをいう。
 - ハ 技術を外国において提供又は外国に向けて提供することを目的とする者に提供することをいう。
- 七 貨物の輸出 外国に向けて貨物を持ち出し、若しくは送付すること又は外国へ送付されることが明らかな貨物の国内取引をいう。
- 八 輸出等 技術の提供又は貨物の輸出をいう。
- 九 相手先 技術の提供にあつては当該技術を利用する者、貨物の輸出にあつては当該貨物の需要者をいう。
- 十 規制貨物等 国際的な平和及び安全の維持の観点から外為法等により規制されている貨物及び技術をいう。このうち、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第1の1の項から15の項までに該当する貨物及び外国為替令（昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。）別表の1の項から15の項までに該当する技術を「リスト規制貨物等」といい、輸出令別表第1の16の項に該当する貨物及び外為令別表の16の項に該当する技術を「キャッチオール規制貨物」という。

等」という。

- 十一 核兵器等 核兵器，軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機をいう。
 - 十二 核兵器等の開発等 核兵器等の開発，製造，使用又は貯蔵をいう。
 - 十三 通常兵器 核兵器等以外の輸出令別表第1の1の項に該当する貨物をいう。
 - 十四 通常兵器の開発等 通常兵器の開発，製造又は使用をいう。
 - 十五 職員等 本学の役員及び国立大学法人島根大学職員就業規則（平成16年島大規則第7号）第3条第1項に規定する職員をいう。
 - 十六 学生等 本学の学生及び島根大学共同研究取扱規則（平成16年島大規則第83号）第2条第2号に規定する民間等共同研究員その他本学に在籍して研究に従事する者をいう。
- 2 この規則において「部局等」とは，各学部，教育学研究科，自然科学研究科，医学部附属病院，地域未来協創本部，各機構，評価室，研究推進室，男女共同参画推進室，山陰法実務教育研究センター，こころとそだちの相談センター，数理・データサイエンス教育研究センター，監査室，企画部，教育・学生支援部，総務部及び財務部をいい，部局長等とはそれぞれの長をいう。
- 3 前項の規定にかかわらず，企画部，教育・学生支援部，総務部及び財務部は，担当理事又は担当副学長を部局長等とする。

第2章 基本方針

（基本方針）

第4条 本学における輸出管理の基本方針は，次のとおりとする。

- 一 国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあると判断される輸出等は，行わない。
- 二 規制貨物等の輸出等については，関係法令及びこの規則に反する行為は行わない。
- 三 外為法等の遵守及び適切な輸出管理を実施するため，輸出管理の責任者を定め，輸出管理体制の整備，充実を行う。

第3章 組織

（輸出管理最高責任者）

第5条 本学の輸出管理に係る業務を適正かつ円滑に実施するため，輸出管理最高責任者を置き，学長をもって充てる。

（輸出管理統括責任者）

第6条 輸出管理最高責任者は，輸出管理を統括する輸出管理統括責任者を置き，学長が指名する理事をもって充てる。

2 輸出管理統括責任者は，次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 輸出管理の基本方針及び基本施策の決定
- 二 技術の提供に関する承認・認可
- 三 貨物の輸出に関する承認・認可

- 四 輸出管理に関する教育の実施
- 五 輸出管理に関する監査の実施
- 六 その他輸出管理の統括に関する業務
(輸出管理責任者)

第7条 この規則の遵守及び輸出管理業務を適切に実施し、輸出管理統括責任者を補佐するため、輸出管理責任者を置く。

- 2 輸出管理責任者は、部局等の長をもって充てる。
- 3 輸出管理責任者は、輸出管理統括責任者の指示のもとに、当該部局等の輸出管理に関する以下の業務を行う。
 - 一 輸出管理統括責任者からの指示、連絡、要請等の周知徹底
 - 二 輸出管理業務の実施
 - 三 輸出管理に関する教育の実施(輸出管理アドバイザー)

第8条 輸出管理最高責任者は、輸出管理統括責任者の業務を専門的な観点から補佐するため、輸出管理アドバイザーを置くことができる。

- 2 輸出管理アドバイザーは、輸出管理最高責任者が委嘱する。
(安全保障輸出管理委員会)

第9条 輸出管理の適正な実施に関し必要な事項を審議するため、安全保障輸出管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、島根大学研究推進室規則(平成29年島大規則第45号)第8条に定める研究推進室会議をもって充てる。
- 3 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - 一 輸出管理の基本方針及び基本施策の企画等に関すること。
 - 二 輸出管理に係る規則等の制定及び改廃に関すること。
 - 三 輸出管理に係る教育及び監査の実施に関すること。
 - 四 輸出管理最高責任者及び輸出管理統括責任者からの諮問事項に関すること。
 - 五 その他輸出管理に関する重要事項(輸出管理統括部署)

第10条 本学の輸出管理に係る業務を適正かつ円滑に実施するため、輸出管理統括責任者のもとに、輸出管理統括部署を置く。

- 2 輸出管理統括部署に責任者を置き、企画部長をもって充てる。
- 3 輸出管理統括部署は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 技術の提供又は貨物の輸出の該非判定に係る審査
 - 二 取引審査に係る審査
 - 三 輸出管理に係る教育の計画立案
 - 四 関係法令の改正等の周知
 - 五 安全保障輸出管理委員会に関する事務
 - 六 その他輸出管理に関する事務

第4章 手続

(技術の提供又は貨物の輸出の承認等)

第11条 職員等は、技術の提供又は貨物の輸出を行おうとするときは、輸出管理統括責任者による承認又は経済産業大臣の許可を受けなければならない。

(事前確認)

第12条 職員等は、前条の承認又は許可を受けようとするときは、当該技術の提供又は貨物の輸出に関して、該非判定並びに相手先及び用途の確認等（以下「該非判定等」という。）の事前確認を行うとともに、輸出管理責任者に書面による承認申請を行わなければならない。

2 前条の規定にかかわらず、前項の事前確認の結果、明らかに経済産業大臣の許可を要しないと判断される技術の提供又は貨物の輸出については、前条の承認及び許可を要しない。

3 前2項に定めるもののほか、事前確認及び承認申請等に関し必要な事項は、別に定める。

(承認審査)

第13条 輸出管理責任者は、前条第1項の申請があったときは、当該申請に係る該非判定等の結果を審査し、その審査結果を輸出管理統括責任者に書面により報告しなければならない。

2 輸出管理統括責任者は、前項に係る報告内容を確認するとともに、当該該非判定等の審査を行い、輸出管理上の懸念がないと判断される場合は、当該技術の提供又は貨物の輸出を承認するものとする。

(最終確認)

第14条 職員等は、技術の提供又は貨物の輸出を行うに当たり、当該取引が輸出管理統括責任者の承認を受けたものと同一のものか確認しなければならない。

(学生等が技術の提供又は貨物の輸出をする場合の取扱い)

第15条 職員等は、当該職員等が主として研究指導を行う学生等が技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする場合は、当該学生等の協力を得て、第11条から前条までに定める手続を行わなければならない。

(事故対応)

第16条 職員等及び学生等は、貨物の輸出を行う際の通関時において事故が発生した場合は、直ちに当該輸出の手続を取り止め、輸出管理責任者を通じて、輸出管理統括責任者にその旨を報告しなければならない。

2 輸出管理統括責任者は、前項の報告があった場合は、その内容を調査し、輸出通関停止の指示を含む適切な措置を講ずるものとする。

第5章 教育

(教育)

第17条 輸出管理統括責任者は、職員等及び学生等に対し、関係法令、この規則及びこの規則に基づく定めを周知し、適正な輸出管理の実施を推進するため、計画的に教育を

行うものとする。

第6章 監査

(監査)

第18条 輸出管理統括責任者は、本学における輸出管理が関係法令及びこの規則に基づき適正に実施されていることを確認するため、輸出管理業務の監査を実施する。

第7章 報告

(報告)

第19条 職員等及び学生等は、関係法令、この規則及びこの規則に基づく定めに対する違反又はそのおそれがあることを知った場合は、速やかに輸出管理責任者を通じて、輸出管理統括責任者にその旨を通報しなければならない。

2 輸出管理統括責任者は、前項の通報があった場合は、当該通報の内容を調査し、その結果を遅滞なく輸出管理最高責任者に報告しなければならない。

3 輸出管理最高責任者は、前項の報告があった場合は、学内の関係部署に対応を指示するとともに、遅滞なく経済産業省等の関係機関に報告しなければならない。

第8章 文書管理

(文書管理)

第20条 関係法令及びこの規則の規定に基づき作成又は取得した文書及び電磁的記録は、国立大学法人島根大学法人文書管理規則（平成23年島大規則第23号）の定めるところにより、技術を提供した日又は貨物を輸出した日の属する年度の末日の翌日から起算して、7年間保存しなければならない。

第9章 罰則

(懲戒)

第21条 故意又は重大な過失によりこの規則に違反した職員等及び学生等は、国立大学法人島根大学職員就業規則（平成16年島大規則第7号）、国立大学法人島根大学有期雇用職員就業規則（平成16年島大規則第34号）、島根大学学則（平成16年島大規則第2号）及び島根大学大学院学則（平成16年島大規則第3号）の規定に基づく懲戒の対象とする。

第10章 その他

(事務)

第22条 輸出管理に関する事務は、関係職員等及び学生等並びに関係部局等の協力を得て、企画部地域連携・研究協力課及び国際交流課において行う。

(雑則)

第23条 この規則に定めるもののほか、輸出管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年1月29日一部改正）

この規則は、平成26年2月1日から施行する。

附 則（平成26年3月19日一部改正）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月25日一部改正）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年9月3日一部改正）

この規則は、平成27年9月3日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成27年10月1日一部改正）

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成28年3月15日一部改正）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月21日一部改正）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月20日一部改正）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日一部改正）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。